

各所属所長 殿

公立学校共済組合宮城支部長
(公印省略)

災害見舞金等の請求手続きについて (通知)

このたびの震災で被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。

さて、今回の「東北地方太平洋沖地震」(以下「地震災害」といいます。)による災害見舞金等の請求手続き等について、下記により取り扱いますので、被災された組合員及び被扶養者(遺族の方を含む)の皆様にお知らせ願います。

記

I 災害見舞金及び災害見舞金附加金

1 給付対象者

地震災害により被災された組合員の居住する建物及び家財に係る被災状況(全壊、半壊、全損、浸水等)が、5「損害の程度及び支給月数」に掲げる損害の程度に該当する場合に給付対象となります。

※1 住居とは、組合員又はその被扶養者が生活の本拠として居住する建造物で、自宅、公務員宿舍、公営住宅、借家等の種類を問いません。ただし、別棟の離れ屋、物置、門、塀は住居には含みません。また、所有権があっても生活の本拠として居住していなければ対象になりません。

※2 家財とは、住居以外の社会生活上必要な一切の財産をいい、絵画、骨董品、貴金属、貸家等の不動産(山林、田畑を含みます。)、現金及び有価証券等は含みません。また、組合員及び被扶養者の所有物に限ります。

※3 損害の程度は、住居については原則として、換価(再取得費に対する修繕費の割合)して算出しますが、換価の見積徴収が困難な場合は、建物全体に対する損害割合で算出します。家財については被災前に所有していた家財の価格の総額と被災により滅失した家財の価格の総額の割合により算定します。

※4 借家等の場合は、共済組合において算定しますので、住居面積と損害面積の報告をお願いします。

※5 算定例

- i 建物 建物全体を100%とした場合に今回の損害の占める割合が20%である場合
損害の程度1/5に該当
- ii 家財 被災前の家財の総額が855万円で滅失した家財の総額が290万円の場合
損害の程度1/3に該当

2 給付対象者の報告等

(1) 所属所において被災を受けた組合員がいる場合は、「り災状況報告書」【別紙1】に「り災の程度に関する申立書(住居)【別紙2-1】及び「り災の程度に関する申立書(家財)」【別紙2-2】を添付して提出してください。なお、【別紙1】～【別紙2-2】の様式はコピーして使用してください。

(2) 共済組合では、(1)の報告書等を基に各組合員の損害の程度を算出し、請求できる組合員の方について折り返し連絡を差し上げることとします。

3 請求時の提出書類

提出書類は、損害の程度により変わりますのでご注意ください。

(1) 建物及び家財が全壊・全焼・全損の場合

①災害見舞金、災害見舞金附加金請求書（ダウンロード可）

②り災証明書

※写し（所属所長が原本証明しているもの）でも可とします。

居住する市区町村長のり災証明が取得困難な場合は、所属所長の証明でも可とします。

③り災の程度に関する申立書（住居用、家財用）

※2の(1)において、既に提出している場合は、添付不要です。

④り災状況がわかる写真（数枚）

※立入禁止等により、被災した建物の写真が撮れないときは、添付不要です。

(2) 建物が全壊・全焼、家財が全損以外の場合

①上記(1)の①～④と同じ

(3) 建物及び家財ともに全壊、全焼、全損以外（床上浸水を含みます。）の場合

①上記(1)の①～④と同じ

※浸水部分の写真を撮影するときには、家屋内の浸水箇所にメジャーやものさし等をあてて、床上からの高さ（cm）がわかるように撮影してください。

②再取得費及び修繕費がわかる書類

※修理困難の判断を受けて取り壊す場合は不要です。

※賃貸住宅等については、住居面積と損害面積の被災割合を算出します。

4 所属所長の証明について

居住する市区町村長等が発行するり災証明書の取得が困難な場合は、所属所長の証明でも可能とします。その場合は、り災の程度を必ず記入願います。

- ・住居・・・「全壊」、「損壊（修理困難のため取り壊し）」、「損壊（修理して居住可能）」など。
- ・浸水・・・「損壊（修理して居住可能）」のほか「床上浸水〇cm」など。
- ・家財・・・「全損」又は「被災状況はり災の程度に関する申立書（家財）のとおり」など。

5 損害の程度及び支給月数

支給額は、3月1日現在の給料月額に、以下に掲げる損害の程度に応じた支給月数（手当率1.25を含む）を掛けた額となります。

		損害の程度		支給月数		
		住居	家財	災害見舞金	災害見舞金附加金	合計
地震、 火災、 津波	全壊（全焼及び全部滅失を含む）	全	損	3.750月分	2.250月分	6.000月分
		1/2以上	1/2以上	3.750月分	2.250月分	6.000月分
		1/3以上	1/3以上	3.125月分	1.875月分	5.000月分
		1/5以上	1/5以上	2.500月分	2.125月分	4.625月分
	1/2以上	1/2以上	1/2以上	2.500月分	1.500月分	4.000月分
		1/3以上	1/3以上	1.875月分	1.125月分	3.000月分
		1/5以上	1/5以上	1.250月分	1.375月分	2.625月分
	1/3以上	1/3以上	1/3以上	1.250月分	0.750月分	2.000月分
		1/5以上	1/5以上	0.625月分	1.000月分	1.625月分
		1/5以上		—	0.625月分	0.625月分
水害	床上浸水	1/2以上	1/2以上	1.250月分	0.750月分	2.000月分
		1/3以上	1/3以上	0.625月分	0.375月分	1.000月分
		1/5以上	1/5以上	—	0.625月分	0.625月分
		30cm未満	30cm未満	—	0.625月分	0.625月分

※特別職については、手当率「1」となります。

6 その他

(1) 被災状況に係る現地調査について

今回の現地調査については、諸般の事情により原則行いません。ただし、損害の程度の判定に困難を要する場合は、後日連絡のうえ調査することがありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 家族と別居している場合について

組合員と別居している被扶養者の住居又は家財が被災された場合には、その被扶養者の住居又は家財も組合員の住居又は家財の一部として取り扱いますが、その場合は、組合員とその別居している被扶養者両方の住居及び家財を合算のうえ算定し、支給月数を決定します。

(3) 半壊した住居における損害の程度の取り扱いについて

倒壊等の危険により、取り壊した場合又は取り壊す必要がある場合は、全壊として取り扱います。

(4) 住居に被害がないものの都市計画法による立ち退き命令を受けた場合について

都市計画法による立ち退きであることの証明書を添付してください。家財については、り災の程度に関する申立書（家財用）により損害の程度を算定します。ただし、一時的避難で住居の移転を必要としない場合は対象外となります。

(5) 借家等の建物の被害について

居住している部屋の損害が1/5以上かどうかで判断しますので、建物全体に被害がある場合でも居住している部屋に被害がない場合には、支給対象になりません。ただし、建物全体の損害が大きい場合、建物全部を取り壊した場合又は取り壊す必要がある場合は、全壊として取り扱います。

(6) 共同住宅等で居住している方で、居住している部屋には被災がないものの建物全体に被害がある場合について

建物全体を修繕して使用可能な場合に、当該建物の修繕費用を居住者全員で按分して負担する場合は、その按分した金額を損害額として、損害の程度を算定します。ただし、建物全体の損害が大きい場合、建物全部を取り壊した場合又は取り壊す必要がある場合は、全壊として取り扱います。

(7) 建築中の建物について

支給対象外となります。

(8) 同一世帯の居住者に、同じ共済組合の組合員又は他の共済組合の組合員の方がいる場合について

各組合員ごとに給付することになりますので、それぞれの所属所の共済事務担当者に請求書を提出してください。

(9) 自家用自動車の取り扱いについて

自家用自動車については、社会生活上必要なものであるという観点から、組合員及びその被扶養者が使用する車両に限り家財の一部として取り扱います。

II 弔慰金、家族弔慰金

1 給付対象者

組合員又は被扶養者が水震火災その他非常災害により、死亡したときに支給されます。

2 支給額

(1) 弔慰金（組合員の死亡） 3月1日の給料月額×1.25(手当率)×1.0月分

(2) 家族弔慰金（被扶養者の死亡） 3月1日の給料月額×1.25(手当率)×0.7月分

3 提出書類

(1) 組合員の死亡の場合

①弔慰金請求書（ダウンロード可）

②死亡の事実が確認できる書類

③支払未済給付金請求書（ダウンロード可）

④弔慰金の請求において、被扶養者以外の遺族が請求する場合は、遺族の順位を証明できる書類（戸籍謄本等）

(2) 被扶養者の死亡の場合

- ①家族弔慰金請求書（ダウンロード可）
- ②死亡の事実が確認できる書類

Ⅲ 埋葬料、家族埋葬料等

1 給付対象者

組合員又は被扶養者が死亡（公務中を除く）したときに支給されます。

2 支給額

- | | |
|--------------------|---------|
| (1) 埋葬料（組合員の埋葬） | 50,000円 |
| 埋葬料附加金 | 25,000円 |
| (2) 家族埋葬料（被扶養者の埋葬） | 50,000円 |
| 家族埋葬料附加金 | 25,000円 |

3 提出書類

(1) 組合員の死亡による埋葬の場合

- ①埋葬料請求書（ダウンロード可）
- ②埋火葬許可証の写し、又は平成23年3月14日健衛発0314第1号厚生労働省健康局生活衛生課長通知に基づく特例許可証の写し
- ③支払未済給付金請求書（ダウンロード可）
- ④埋葬料（同附加金）の請求において、被扶養者以外の遺族が請求する場合は、遺族の順位を証明できる書類（戸籍謄本等）
- ⑤被扶養者以外の遺族が請求する場合は、埋葬に要した費用の領収書と内訳書の原本。なお、埋葬料の最高額は5万円となります。

(2) 被扶養者の死亡による埋葬の場合

- ①家族埋葬料請求書（ダウンロード可）
- ②埋火葬許可証の写し、又は平成23年3月14日付健衛発0314第1号厚生労働省健康局生活衛生課長通知に基づく特例許可証の写し

Ⅳ 資格喪失届又は扶養認定取消申告書の提出

弔慰金等及び埋葬料等の支給決定は、電算事務の関係上、死亡された方の資格喪失又は扶養認定取り消し事務のあとになります。弔慰金等及び埋葬料等の請求をする場合は、必ず資格喪失届又は被扶養者認定取消申告書を一緒に提出してください。

Ⅴ 各請求書の提出期限

請求書の提出期限は、2年間です。

Ⅵ その他

この通知に関して、ご不明な点等がございましたら宮城支部給付班（TEL 022-211-3676）までお問い合わせください。

り災状況報告書

公立学校共済組合宮城支部給付班 御中

所属所番号

所属所名 _____

担当者名 _____

T E L _____

NO	組合員証番号	氏 名	損害程度		損害状況	備 考
1			住居			
			家財			
2			住居			
			家財			
3			住居			
			家財			
4			住居			
			家財			
5			住居			
			家財			
6			住居			
			家財			
7			住居			
			家財			
8			住居			
			家財			
9			住居			
			家財			
10			住居			
			家財			
11			住居			
			家財			

り災状況報告書

公立学校共済組合宮城支部給付班 御中

所属所番号
〇〇〇〇〇〇

所属所名 公立学校共済組合宮城支部

担当者名 共済 花子

T E L

NO	組合員証番号	氏 名	損害程度		損害状況	備 考
			住居	家財		
1	0000000000	共済 太郎	住居	全部滅失	津波により流失	
			家財	全部滅失	〃	
2	0000000000	共済 次郎	住居	床上浸水	床上浸水 100cm	
			家財			
3	0000000000	共済 三郎	住居	全壊	地震により全壊	
			家財	全壊	〃	
4	0000000000	共済 四郎	住居	一部損壊	住居の1/3程度の損壊	
			家財	一部損壊	家財総額の1/3程度の損壊	
5			住居			
			家財			
6			住居			
			家財			
7			住居			
			家財			
8			住居			
			家財			
9			住居			
			家財			
10			住居			
			家財			
11			住居			
			家財			

り災の程度に関する申立書(住居)

組合員証 記号番号		組合員 氏名		所属所名	
※同一世帯に他の 地方公務員がいる 方は記入してくださ い	同居者の氏名		共済組合名		組合員証記号番号
組合員住所 (り災時住所)	宮城県 市・郡				
構造物の種類	a. 木造在来軸組構法 b. 枠組壁構造(ツー・バイ・フォー構法) c. 木質系組立式構造(木質系プレハブ構法) d. 軽量鉄骨系プレハブ構法住宅 e. 鉄筋・鉄骨コンクリート構造 f. その他()			建築経過年数 約 年 大正 年頃建築 平成 年頃建築 建物延べ面積	
※ 宮城県被災建築物応急 危険度判定についてお伺 いします。	判定に来た	判定の有無		※判定有の場合	
	判定に来ない	有・無		a. 危険(レッド・カード)を貼られた b. 要注意(イエロー・カード)を貼られた c. 調査済(グリーン・カード)を貼られた	
建物のり災状況及びり災率	1 全壊、取り壊し、立退き			100%	
	2 1以外			下欄のとおり	
	3 床上浸水(120cm以上)			—	
	4 床上浸水(30cm以上120cm未満)			—	
	5 床上浸水(30cm未満)			—	

①大規模半壊、半壊、一部損壊の判定を受け、取り壊しせず修理して居住する場合は、次の「損害の程度」を記入してください。

損害の程度	再取得費用(A)	修繕費用(B)	り災率 % (B/A)

※上記①の「損害の程度」に係る見積徴収が困難な場合は、構造別被災割合を記入してください。

構造の内容	り災の状況・補修の状況 (詳しく記載してください)		各構造を100とした場合 の被災割合(%)
屋根 和・洋瓦/トタン その他		100	
基礎 在来土台式 その他		100	
外壁 土塗壁・モルタル その他		100	
柱/主体構造部		100	
内壁		100	
天井		100	
床・床下		100	
建具 (戸・障子・欄間・床の間等)		100	
電気・ガス・給排水設備等 (台所・風呂等)		100	
衛生設備類 (トイレ等)		100	

(注) ① 住居(賃借等を問わない)のみが対象です。

② 別居している被扶養者がいる場合は、組合員と被扶養者の住居を合算して損害の程度を判定しますので、その住居についても記入してください。

1 災害状況

災 前				消 失 又 は 滅 失		
構造	面積 (㎡)	単価	総評価額	面積 (㎡)	単価	損害割合 (%)

2 住居の平面図・立面図

(注)①平面図は各階毎、立面図は2方向以上作製し、寸法及び各部屋の名称等も記入すること、また被災部分を赤で塗り表示すること。

②家屋の評価額は最新の固定資産課税台帳等による額とし、増築等により異なる部分がある場合、それぞれにつき記入すること。

③浸水による被害の場合、立面図に床の位置を記入すること。

④別居している被扶養者がいる場合、その住居についても記入すること。

り災の程度に関する申立書(家財)

所属所名

組合員証記号番号

氏名

り災状況

品名	家財総額			り災損害額			備考
	数量	単価 円	金額(A) 円	数量	単価 円	金額(B) 円	
家具							
衣類等							
その他							
総額							
(り災の程度)	り災損害額(B)		=	家財総額(A)		=	%

(注) ① 家財は、社会生活上必要な一切の財産をいい、山林・田畑・貸家・宅地・現金・有価証券・預貯金・骨董品等は含まない。

② 車両(自動車、バイク、自転車)は、日常使用するものは家財に含まれる。

③ 家財総額及びり災損害額の金額は、原則として再調達価格とする。

④ 衣類等は、「紳士服・婦人服一式」等での記入も可。

複数枚での提出も可能です。

り災の程度に関する申立書(家財)

所属所名 公立学校共済組合宮城支部

組合員証記号番号 0000000000

氏名 共済 太郎

り災状況

品名	家財総額			り災損害額			備考
	数量	単価	金額(A)	数量	単価	金額(B)	
家具	タンス	2	円	500,000	円	250,000	円
	食器棚	1		200,000	1		200,000
	ダイニングテーブル	1		150,000			
	本棚(サイドボード)	3		500,000	2		350,000
	勉強机	2		100,000			
	ベット	4		200,000			
	ソファ	1		150,000			
	カーテン	5		250,000			
	照明器具	6		300,000	3		150,000
衣類等	衣類一式	1		2,000,000			500,000
その他	テレビ	2		400,000	1		200,000
	DVDデッキ	1		100,000			
	CDコンポ	1		100,000			
	電話(FAX)	1		50,000			
	ピアノ	1		1,000,000	1		1,000,000
	パソコン	1		200,000			
	冷蔵庫	1		150,000	1		150,000
	洗濯機	1		100,000			
	電子レンジ	1		100,000	1		100,000
	自動車	1		2,000,000			
総額			8,550,000			2,900,000	
(り災の程度)	$\frac{\text{り災損害額(B)}}{\text{家財総額(A)}} = \frac{2,900,000}{8,550,000}$			= 34%			

(注) ① 家財は、社会生活上必要な一切の財産をいい、山林・田畑・貸家・宅地・現金・有価証券・預貯金・骨董品等は含まない。

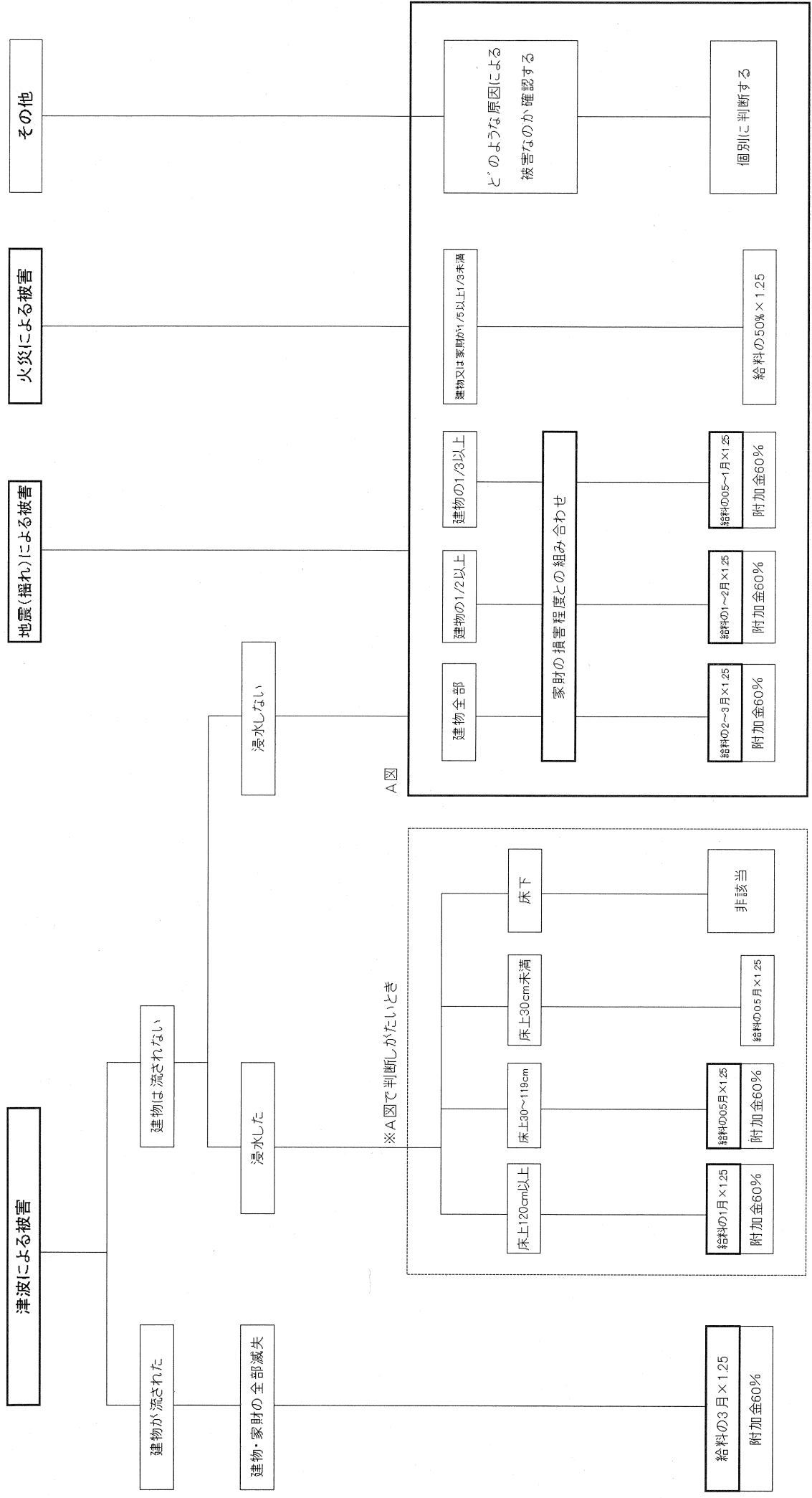
② 車両(自動車、バイク、自転車)は、日常使用するものは家財に含まれる。

③ 家財総額及びり災損害額の金額は、原則として再調達価格とする。

④ 衣類等は、「紳士服・婦人服一式」等での記入も可。

複数枚での提出も可能です。

損害程度の判断するに当たって



※半壊の判定を受けたものの倒壊等の危険などがあるため、取り壊しの必要がある又は取り壊した場合は、全壊として取り扱います。

